

処理票（令和元年9月24日）

所 長



民事上席裁判官

民事3部

民事3部



民事3部部総括



民事首席書記官



民事次席書記官



民事訟廷管理官



民事訟廷庶務係長



事務局長



事務局次長



総務課長



総務課課長補佐



起案：民事3部主任書記官



出版社等に対する便宜供与（判決写しの貸与）について（追加）

【伺い】

標記の便宜供与に関し、民事3部における取扱いについては、別紙のとおりとしてよろしいでしょうか。

【説明】

民事3部（交通集中部）においては、従前から専門誌の出版社等への便宜供与として、定期的に判決写しの貸与を行っており、貸与手続についても、各部限りの対応かつ簡便な方法によっています。

当該便宜供与については、参考資料のとおり、本年6月に決裁をいただいたところですが、この際、貸与する出版社等のうち、XXXXXXXXXXの記載が漏れていたため、この部分につき再度決裁をいただくものです。

※ 従前から貸与していた取扱いについては XXXXXXXXXX と同様です。

(別紙)

判決写しの貸与手続について

1 以下の出版社等から判決写し貸与の申出があった場合、民事3部の主任書記官は、該当する事件を抽出した上で、管理表（別紙様式）を使用して当該判決写しの貸与手続を行う。

なお、貸与する出版社等は以下のとおりであり、また、判決写しは、交通事件に限る。

【民事3部】

[Redacted]

[Redacted]

↑ 今回追加の出版社

2 各部の主任書記官は、毎年4月末及び10月末現在の貸与結果について、民事首席書記官に対し、速やかに別紙管理表を供覧して報告する。

